

一問一答 刑法（下巻） 新版

■p. 105 問題 8

解説を以下に変更します。

- × 強制わいせつ罪（刑法 176 条）に当たる行為を公然と行う場合、両罪の罪数関係は公然わいせつ罪と強制わいせつ罪の観念的競合となる。本来の数罪である観念的競合（刑法 54 条）は、行為が 1 個であって 1 罪に近いという性質をもつことから科刑の上では 1 罪として扱われ、その該当する数個の罪のうち最も重い罪について定められた刑罰（強制わいせつ罪）をもって処断される。したがって、公然わいせつ罪が強制わいせつ罪に吸収され、強制わいせつ罪のみが成立するとしている枝文は誤りである。

■p. 105 問題 9

解説を以下に変更します。

- × 被害者を抗拒不能にさせて、わいせつな写真を撮影することは準強制わいせつ罪に当たる。この場合、写真撮影は犯人自ら行う必要はなく、抗拒不能な被害者を利用することでもよい。例えば、判例は、飲食店に電話をかけ、同店の本社社員を装い医師の診察が必要であると申し向け、誤信した女性をして自己の陰部等をデジタルカメラ付き携帯電話機で撮影させたという事犯について、準強制わいせつ罪の成立を認めている（東京地判平 18・3・24）。

■p. 105 問題 10

問題文・解説を削除します。

■p. 105 問題 11

問題文

誤：精神年齢が 3、4 歳程度である同校の女性生徒

正：精神年齢が 3、4 歳程度である同校の女性生徒（17 歳）

解説を以下に変更します。

- A 女の精神年齢が 3、4 歳であったとしても、実際の年齢が 17 歳である以上、暴行・脅迫を用いることなく、A 女にキスをした甲の行為は強制わいせつ罪（刑法 176 条）に当たらない。精神の障害により正常な判断能力を失っている

る A 女にキスをした甲の行為は、「人の心神喪失に……乗じ……わいせつな行為をした」ことにより、準強制わいせつ罪（刑法 178 条）が成立する。

以下の文章も挿入します。

「(刑事資料 60 巻 7 号 P. 60)」

■p. 106 問題 14

最後の一文「甲には強制わいせつ罪が成立する。」を「甲には強制わいせつ致傷罪が成立する。」と訂正してください。

■p. 255 解説 3

解答を「○」→「×」へ訂正いたします。

○ 反則切符を奪い取り、これを破り捨てた場合、甲は公務執行妨害罪及び公用文書毀棄罪の刑責を負う。

× 公務執行妨害罪における間接暴行というためには、ある程度強い態様のものであることを要し、枝文の程度ではこれに当たらず、甲は公用文書毀棄罪（刑法 258 条）のみの刑責を負う

■p. 265 解説 5

解答を「○」→「×」へ訂正いたします。